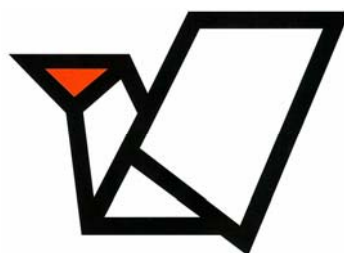


令和4年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会
議案説明資料



令和4年9月2日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会議案説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
報告		
報告第1号 令和3年度債権放棄の報告について	資料1	1
報告第2号 専決処分の報告について (神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の 一部を改正する条例)	資料2	3
議案		
議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に 関する条例の一部を改正する条例について	資料3	5
認定		
認定第1号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算認定について	資料4	15
認定第2号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定について	資料5	19

【このページは空白です】

令和 3 年度債権放棄の報告について

1 趣旨

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第 13 条第 1 項の規定により令和 3 年度に放棄した債権について、同条第 2 項の規定により議会に報告します。

2 債権放棄の内容

債権の名称	損害賠償金※
放棄した債権の額	183,033 円
放棄した債権件数	2 件
債権を放棄した理由	神奈川県後期高齢者医療広域連合 債権管理条例第 13 条第 1 項第 4 号に該当

※高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項の規定により代位取得した被保険者の第三者に対しての損害賠償請求権に基づく損害賠償金

3 参考条文

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（抜粋）

第 13 条 広域連合長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(4) 非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効を援用しないと認められる特別な理由があるときを除く。)

2 広域連合長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

【このページは空白です】

専決処分の報告について

(神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例)

1 専決処分の理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の改正に伴い、所要の規定を整理するため当該条例の一部を改正しました。

引用する条項の整理をするもので独自の判断をする余地のないものであることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分としました。

2 改正の内容

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例で引用する「独立行政法人等」の定義について、引用元を改めました。

3 条例の施行日

令和 4 年 4 月 1 日

<参考>

神奈川県後期高齢者医療広域連合長の専決処分手項の指定について（平成 19 年 3 月 23 日議決）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により次の事項については、これを広域連合長において専決処分することができる。

1～4（略）

5 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>）に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第21条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>）に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第21条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。</p>

(注) 傍線部分は改正部分

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児休業の分割取得等について、所要の改正をするとともに、非常勤職員の育児休業等の取得要件について在職期間を考慮しないこととし、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるため、条例を改正します。

2 改正の内容

(1) 育児休業の分割取得等に係る所要の措置

事前の申し出等、特段の事情なく、原則2回まで育児休業が取得可能となること等に伴い、所要の措置を講じます。

(2) 非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和

「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止します。

(3) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備

個別の周知・意向確認、勤務環境の整備等の措置を講じます。

3 条例の施行日

令和4年10月1日

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(削る)</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月到達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。))に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月到達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4</u> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <u>の規定に該当する場合にあっては、2歳</u> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <u>に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に</u> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <u>引き続き</u> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到</u></p>

達日」という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(新設)

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削る)

(新設)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする

育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

_____次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

則に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

_____ 当該子の1歳6か月到達日

(新設)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする_____ 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする_____ 地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

_____次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当

イ (略)

(新設)

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の

1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が変更され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号

_____のいずれにも該当するとき

_____とする。

(新設)

し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削る)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(削る)

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を

(1)・(2) (略)

(新設)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6)・(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業

_____更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日_____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げ

に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期_____の末日の翌日又は当該引き続き採用される日_____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書_____により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げ

る職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(削る)

(削る)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研

る職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する

非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(新設)

(新設)

<p><u>修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p>
---	------------------------------------

(傍線は改正部分)

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の概要

1 令和3年度決算の収支

令和3年度決算は、収入総額43億3,616万2,434円、支出総額37億3,455万785円、収支差引残額6億161万1,649円となりました。

(単位：円)

収入総額	支出総額	収支差引残額
4,336,162,434	3,734,550,785	601,611,649

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和2年度	増減額 (率)
1 分担金及び負担金 (市町村負担金)	2,393,504	2,400,261	▲6,757 (▲0.3%)
2 国庫支出金	1,009,516	1,028,870	▲19,354 (▲1.9%)
3 財産収入	58	40	18 (45.0%)
4 繰入金	0	203,017	▲203,017 —
5 繰越金	932,881	1,037,665	▲104,784 (▲10.1%)
6 諸収入	203	88	115 (130.7%)
歳入合計	4,336,162	4,669,941	▲333,779 (▲7.1%)

(2) 歳入の主な増減

- 分担金及び負担金：事業費の見直しや補助金等の特定財源の活用などによる減 ▲6,757千円
- 国庫支出金：特別調整交付金（保険者インセンティブ分）交付減に伴う減 ▲19,354千円
- 繰入金：被保険者証一斉更新がないことによる財政調整基金繰入金の減 ▲203,017千円
- 繰越金：特別調整交付金（保険者インセンティブ分以外）交付減等に伴う前年度剰余金の減 ▲104,784千円

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和2年度	増減額 (率)
01 議会費	1,005	994	11 (1.1%)
02 総務費	3,733,546	3,736,065	▲ 2,519 (▲0.1%)
01 総務管理費	3,733,361	3,735,887	▲ 2,526 (▲0.1%)
広域連合運営管理費	184,747	115,732	69,015 (59.6%)
広域連合事業費負担金	383,418	384,389	▲ 971 (▲0.3%)
会計関係費	51	69	▲ 18 (▲26.1%)
保健事業費	188,362	195,813	▲ 7,451 (▲3.8%)
保険料関係事業費	22,547	27,192	▲ 4,645 (▲17.1%)
資格管理事業費	98,951	459,499	▲ 360,548 (▲78.5%)
給付関係事業費	209,195	203,529	5,666 (2.8%)
医療費適正化事業費	488,332	498,263	▲ 9,931 (▲2.0%)
電算システム関係費	988,666	806,433	182,233 (22.6%)
広報広聴活動関係費	21,242	20,925	317 (1.5%)
財政調整基金費	595,361	479,794	115,567 (24.1%)
保健事業等支援基金費	552,489	544,249	8,240 (1.5%)
02 選挙費	0	1	▲ 1 (▲100.0%)
03 監査委員費	185	177	8 (4.5%)
歳出合計	3,734,551	3,737,059	▲ 2,508 (▲0.1%)

(2) 歳出の主な増減

- 広域連合運営管理費：マイナンバーカードの取得促進に係る費用の増 69,015 千円
- 資格管理事業費：被保険者証一斉更新がないことによる減 ▲360,548 千円
- 電算システム関係費：次期標準システムセキュリティシステム構築等に伴う委託料の増 182,233 千円
- 財政調整基金費：翌年度の被保険者証一斉更新に係る積立金の増 115,567 千円

4 基金の状況

(1) 財政調整基金

(単位：千円)

	令和2年度末残高	取崩額	積立額	令和3年度末残高
財政調整基金	1,333,131	0	595,361	1,928,492

- ・令和2年度剰余金等として5億9,536万1,260円の積立

(2) 保健事業等支援基金

(単位：千円)

	令和2年度末残高	取崩額	積立額	令和3年度末残高
保健事業等支援基金	1,623,309	0	552,489	2,175,798

- ・令和2年度特別調整交付金(保険者インセンティブ)剰余金等として5億5,248万8,573円の積立

5 剰余金の状況

収支差引残額 6 億 161 万 1,649 円から、令和 4 年度に国等へ返還予定の令和 3 年度国庫支出金等精算見込額 3,377 万 5,179 円を除き、特別調整交付金（保険者インセンティブ分）2 億 3,530 万 6,588 円は特別会計の保健事業のために繰出し、残りの 3 億 3,252 万 9,882 円は財政調整基金へ積み立てる予定です。

【このページは空白です】

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 特別会計歳入歳出決算の概要

1 令和3年度決算の収支

令和3年度決算は、収入総額1兆83億7,223万6,887円、支出総額9,872億5,603万4,584円、収支差引残額211億1,620万2,303円となりました。

(単位：円)

収入総額	支出総額	収支差引残額
1,008,372,236,887	987,256,034,584	21,116,202,303

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和2年度	増減額 (率)
1 市町村支出金	196,175,932	196,782,538	▲606,606 (▲0.3%)
保険料納付金	110,918,756	110,013,796	904,960 (0.8%)
保険料納付金以外	85,257,176	86,768,742	▲1,511,566 (▲1.7%)
2 国庫支出金	283,624,638	278,314,392	5,310,246 (1.9%)
3 県支出金	76,251,276	72,625,145	3,626,131 (5.0%)
4 支払基金交付金	407,082,531	386,500,555	20,581,976 (5.3%)
5 その他収入	45,237,860	16,152,622	29,085,238 (180.1%)
歳入合計	1,008,372,237	950,375,252	57,996,985 (6.1%)

(2) 歳入の補足説明

○ 保険料納付金：被保険者数増加に伴う増 904,960千円

※現年度分の保険料収納率：99.58% (令和2年度：99.57%)

○ 市町村支出金(保険料納付金以外)：令和2年度定率負担金の返還額が大きかったため ▲1,511,566千円

国庫支出金、県支出金、支払基金交付金は、療養給付費等の増加により、前年度に対して収入額が増加していますが、今後、実績に応じて精算または返還が行われるため、最終的な確定額は決算額よりも増減する見込みです。

○ その他収入：前年度繰越金の増額による増 29,085,238千円

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和2年度	増減額(率)
1 保険給付費	946,347,192	894,161,419	52,185,773 (5.8%)
療養給付費等	941,165,727	889,443,462	51,722,265 (5.8%)
審査支払手数料	2,200,756	1,919,241	281,515 (14.7%)
葬祭費	2,978,550	2,797,350	181,200 (6.5%)
傷病手当金	2,159	1,366	793 (58.1%)
2 特別高額医療費共同事業拠出金	538,451	443,431	95,020 (21.4%)
3 保健事業費	3,155,143	3,016,715	138,428 (4.6%)
4 基金積立金	11,765,593	3,337,014	8,428,579 (252.6%)
5 諸支出金	25,449,656	9,944,651	15,505,005 (155.9%)
歳出合計	987,256,035	910,903,230	76,352,805 (8.4%)

(2) 歳出の補足説明

○保険給付費：被保険者数の増加、療養給付費等の増加に伴う増 52,185,773 千円

[参考]

<平均被保険者数の推移>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平均被保険者数	1,042,225人	1,088,568人	1,133,801人	1,158,697人	1,176,121人
対前年度比	4.9%	4.4%	4.2%	2.2%	1.5%

<療養給付費等の推移>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
療養給付費等	8,295億円	8,615億円	9,118億円	8,894億円	9,412億円
対前年度比	5.8%	3.9%	5.8%	▲2.5%	5.8%

<神奈川県及び全国の一人当たり医療費の推移>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
神奈川県	870,070円	868,840円	881,974円	839,398円	874,501円
対前年度比	1.0%	▲0.1%	1.5%	▲4.8%	4.2%
全国	944,561円	943,082円	954,369円	917,124円	(※)
対前年度比	1.1%	▲0.2%	1.2%	▲3.9%	-

(出典等)

平均被保険者数及び一人当たり医療費：『後期高齢者医療事業状況報告』

一人当たり医療費は、歳出額から歳入額（第三者求償、医療機関からの返還金等）を控除した医療費を被保険者数で除したものである。

※令和3年度の全国の一人当たり医療費データは未発表

- 基金積立金：剰余金の積立金の増額による増 8,428,579千円
- 諸支出金：国等への償還金の増額による増 15,505,005千円

4 財政運営期間の状況

令和3年度は財政運営期間の2年目にあたります。

療養給付費等については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、財政運営期間を通して、保険料算定時の見込みより2か年で約725億円減の1兆8,306億円となりました。

また、保険料等収納額は、被保険者数が見込みを下回ったことなどから、保険料算定時の見込みより2か年で約36億円減の2,519億円となりました。

■平均被保険者数の推移（財政運営期間）

	令和2年度（1年目）		令和3年度（2年目）		R2-R3年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
平均被保険者数	1,161千人	1,159千人	1,186千人	1,176千人	2,347千人	2,335千人
対見込み比		▲0.2%		▲0.8%		▲0.5%

■一人当たり医療費の推移（財政運営期間）

	令和2年度（1年目）		令和3年度（2年目）		R2-R3年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
療養給付費等	885,059円	839,398円	891,077円	874,501円	1,776,136円	1,713,899円
対見込み比		▲5.2%		▲1.9%		▲3.5%

■療養給付費等の推移（財政運営期間）

	令和2年度（1年目）		令和3年度（2年目）		R2-R3年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
療養給付費等	9,384億円	8,894億円	9,647億円	9,412億円	19,031億円	18,306億円
対見込み比		▲5.2%		▲2.4%		▲3.8%

■保険料等収納額の推移（財政運営期間）

	令和2年度（1年目）		令和3年度（2年目）		R2-R3年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
保険料等収納額	1,260億円	1,256億円	1,295億円	1,263億円	2,555億円	2,519億円
対見込み比		▲0.3%		▲2.5%		▲1.4%

5 基金の状況

（単位：千円）

	令和2年度末残高	取崩額	積立額	令和3年度末残高
後期高齢者医療療養給付費等 支払準備基金	8,612,541	4,209,730	11,765,593	16,168,404

- ・ 令和3年度の療養給付費等として42億973万円の取崩
- ・ 令和2年度剰余金等として117億6,559万3,289円の積立

6 剰余金の状況

収支差引残額 211 億 1,620 万 2,303 円から、令和 4 年度に国等へ返還予定の令和 3 年度国庫支出金、後期高齢者負担金等の精算額 170 億 8,769 万 7,758 円を除き、残りの 40 億 2,850 万 4,545 円を、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金に積み立てる予定です。